

相続放棄申述受理証明申請をされる方へ（利害関係人用）

- 1 当庁に申請できるのは、**相続放棄の申述が当庁で受理された申述人**についてだけです。なお、当庁の管轄区域は、被相続人の最後の住所地が、仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・富谷市・亘理郡・黒川郡・宮城郡の場合です。
- 2 申請の手数料は、**申述人1名の証明書1通につき、収入印紙150円**が必要になります。なお、限定承認の場合は、申述人の数にかかわらず、被相続人1名の証明書1通につき収入印紙150円です。

- 3 申請には、以下の書類等が必要になります。

(1) 申請書（1通）

利害関係人用の「相続放棄申述受理証明申請書」に必要事項を記入し、申請人の印鑑（認印）を押印してください。ただし、法人（債権会社等）の場合は、会社代表者の職印を押印してください。なお、支配人登記がされている場合は、支配人からの申請も可能です。

※ 事件番号・受理年月日が不明の場合は、申請の前に、相続放棄等の申述の有無についての照会をしてください。なお、照会と同時に受理証明申請をすることはできませんのでご了承ください。

(2) 添付(疎明)資料

以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて別途資料の提出を求めることがあります。ご了承ください。

- ① 被相続人の戸（除）籍謄本（必要な場合には改製原戸籍謄本）
※ 必要な戸籍の範囲は、別紙のとおり、申請する相続人により異なります。
- ② 申述人の戸籍謄本（申請日において**3か月以内**に発行されたもの）
※ 必要な戸籍の範囲は、別紙のとおり、申請する相続人により異なります。
- ③ 被相続人の住民票除票または戸籍の附票

※ 上記①～③の戸籍等については、⑨相続放棄申述受理通知書の写しを添付できない場合のみ提出してください。

- ④ 申請人の戸籍謄本（申請日において**3か月以内**に発行されたもの）
- ⑤ 申請人が法人の場合、資格証明書または商業登記簿謄本（申請日において**3か月以内**に発行されたもの）

※ 申請会社の会社名及び代表者名（代表取締役、代表理事など）が記載されている
ものが必要です。なお、支配人登記がされていて、支配人からの申請による場合
は、その記載がある部分も必要になります。

⑥ 代理人に委任する場合、委任状

（注）代理人になれるのは、弁護士と申請会社の社員だけです。

⑦ 利害関係の存在を証する書面

例：金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、競売開始決定、債務名義等の各写し、
担保権が記載された不動産登記簿謄本、その他債権の存在を証する書面

⑧ 相続関係図

⑨ 申述人の相続放棄申述受理通知書の写し

**※ 相続放棄等の申述の有無についての照会后、3か月以内に申請する場合は、照会に対す
る回答書の写しを添付していただければ、上記①～⑨の資料提出は不要です。**

(3) **収入印紙** 申述人1名の証明書1通につき、150円

申請する申述人の数及び証明書の通数に応じて、必要な収入印紙を添付してください。

(4) **郵送により証明書の交付を希望する場合、返信用郵便切手及び返信用封筒**

証明書9通まで、110円分の切手

4 証明書は、裁判所のシステムにより作成された書式を使用したものになります。

以 上

問い合わせ先

仙台家庭裁判所受付センター

〒980-8637 仙台市青葉区片平1-6-1

TEL 022-745-6230

(別紙)

1 相続人が配偶者のみの場合

○被相続人と同一の現在の戸籍謄本

2 相続人が被相続人の子、孫等の直系卑属の場合

○被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本

○相続人の現在の戸籍謄本

○被相続人と相続人が同籍していた戸籍謄本又は除籍謄本

○（孫等、代襲相続の場合）被代襲者の戸籍謄本又は除籍謄本

3 相続人が親の場合

○被相続人の出生時から死亡時までの戸籍謄本又は除籍謄本

○相続人の現在の戸籍謄本

4 相続人が祖父母の場合

○被相続人の出生時から死亡時までの戸籍謄本又は除籍謄本

○被相続人の親の戸籍謄本又は除籍謄本

○相続人の現在の戸籍謄本

5 相続人が兄弟姉妹又は甥、姪の場合

○被相続人の出生時から死亡時までの戸籍謄本又は除籍謄本

○被相続人の親の戸籍謄本又は除籍謄本

○被相続人の祖父母の戸籍謄本又は除籍謄本（注3）

○相続人の現在の戸籍謄本

○（甥、姪等、代襲相続の場合）被代襲者の戸籍謄本又は除籍謄本

(注)

- 1 被相続人の戸籍は、死亡の記載のあるものです。
- 2 相続人の戸籍謄本は、申請日において3か月以内に発行されたものが必要です。
- 3 被相続人の祖父母の出生から110年を経過していると推定できるときは省略できます。
- 4 相続人と被相続人が同一戸籍の場合、又は複数の相続人が同一戸籍の場合等、重複する戸籍謄本等については1部を提出し、ほかは省略できます。
- 5 必要に応じて上記以外の資料の提出を求めることがあります。